

インボイス に関する 大切なお知らせ

2023 年 10 月 1 日から消費税の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入され、税務署長から登録を受けた「適格請求書発行事業者」が交付する適格請求書等の保存が仕入税額控除の要件となりました。つきましては、弊社の適格請求書発行事業者番号をここにお知らせいたします。

弊社登録番号 T 3 3 4 0 0 0 1 0 0 0 8 5 4

これを見たら
経理担当者に必ず
お伝え下さい！

月払いで口座振替をご利用の皆様へ

希望者に「契約内容書類」を発行！

法人および課税事業者で月払いで「口座振替」をご利用頂いているご契約者様の場合、その都度、適格請求書が発行されません。消費税仕入税額控除にはインボイスに対応した「契約内容書類」が必要となり、通帳と併せて保存することにより仕入税額控除の要件を満たすことになります。希望する皆様に「契約内容書類」をお送りいたしますので、下記の項目をご記入の上、必ずFAXかメールにてご連絡をお願い致します（電話での受付は致しませんのでご了承ください）。

◇ 記入内容 ①会社名 ②担当者名 ③電話 ④FAX ⑤メールアドレス
◇ 送 信 先 (FAX) 099-225-1936 (メール) soumu@kc-news.co.jp

※今回お送りする書類は大切に保存して頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

請求書をご利用の皆様へ

適格請求書を更新月の前月にお送りします！

請求書にてお支払いを頂いているご契約者の皆様には、インボイスに対応した適格請求書を更新月の前月にお送りします。